

長崎市農業委員会 令和2年7月総会 議事録

1 日 時 令和2年7月30日(木) 14:00 開会
15:45 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(19名)

| | | | | |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 赤瀬 孝則 | 井川 義英 | 石橋 一次 | 岩永 一也 | 岩本 隆 |
| 後山 裕義 | 上川 満治 | 田平 孝廣 | 鳥越 悦子 | 永岡 亜也子 |
| 平尾 政博 | 松尾 隆治 | 峰 忠幸 | 森山 安男 | 柳川 八百秀 |
| 山口 邦俊 | 山口 眞佐栄 | 山崎 実男 | 山脇 貞雄 | |

5 出席推進委員(23名)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 池田 憲二 | 岩尾 直己 | 浦川 英敏 | 尾崎 正孝 | 川添 孝則 |
| 城戸 利美 | 久保 正 | 柴原 恵 | 田中 幹生 | 鶴田 安明 |
| 中村 数昭 | 中山 辰也 | 野口 弘人 | 野本 英世 | 濱口 敏夫 |
| 濱口 雅洋 | 増田 茂 | 松本 貞幸 | 三浦 孝路 | 村田美津枝 |
| 森内 悟己 | 森保 欣也 | 山下 和孝 | | |

6 欠席農業委員(0名)

7 欠席推進委員(1名)

今村 秀喜

8 出席職員

【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
岩崎主任 赤池主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和2年7月農業委員会総会を開会いたします。総会に先立ちまして、7月20日の農業委員会第1回総会において選定された、長崎市農地利用最適化推進委員の辞令交付式を行いたいと思います。平尾会長は前に移動をお願いいたします。1人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は会長の前にお進みください。

― 会長より農地利用最適化推進委員へ辞令の交付 ―

○事務長 以上で長崎市農地利用最適化推進委員の辞令交付式を終了いたします。

それでは総会に入りたいと思います。

本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。

それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。先ほど長崎市農地利用最適化推進委員の辞令交付を行いました。今回推進委員になられた皆様、今後とも、よろしくをお願いいたします。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を、事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の皆様全員、19名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は23名でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。石橋一次委員と岩永一也委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石橋委員・岩永委員（承諾）

○議長 議案の審議に入る前に、この新体制で今後3年間やっていくわけですが、この機会に「農業委員会憲章」をしっかりと心に植え付けて、一体となって活動していきたいと思っております。お手元の資料をご覧ください。この憲章は、平成28年の全国農業委員会会長大会で採択されたもので、農業委員会活動を行うにあたり、常に心掛けて行動していくことが求められる基本的な事項が述べられております。前期から引き続きの委員さんをご承知のことと思っておりますが、新任の委員さんもおられますので、再度、全員で確認したいと思います。それでは、代表して山口会長職務代理者に読み上げていただきたいと思います。

○会長職務代理者 — 農業委員会憲章を朗読 —

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。

それでは、第1号議案「長崎市国民健康保険運営協議会委員の推薦について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「長崎市国民健康保険運営協議会委員の推薦について」ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。長崎市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法及び長崎市国民健康保険条例に基づき設置され、21名の委員により構成されております。現在の当協議会の委員の任期は平成31年1月10日から令和4年1月9日までの3年間となっております。この期間、長崎市からの推薦依頼により、被保険者代表として農業委員会から前農業委員の帯山安敏委員を推薦し、委員に就任いただきましたが、この度の農業委員会の委員の改選に伴い、帯山委員が退任されたことにより、新たに委員を推薦する必要があるため、本議案を提出しております。この推薦にあたりまして、先日7月20日に開催した運営委員会において、山口眞佐栄委員を推薦することについて、提案がっております。なお、参考としまして、2ページに農業委員会会長あての運営協議会委員の推薦依頼文を、3ページから4ページに「国民健康保険運営協議会の概要を、5ページには運営協議会開催状況を、6ページには委員名簿を、また7ページには、参考としまして附属機関等の委員の委嘱に関する基準を掲載しておりますので、併せてご参照ください。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明及び委員についての提案がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について山口眞佐栄委員を推薦することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について山口眞佐栄委員を推薦することに決定いたします。続きまして、第2号議案「長崎市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の見直しについて」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案 長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推

進に関する指針」の見直しについてご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行され、農業委員会において、「農地等の利用の最適化の推進」として、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられたことに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、同法第7条第1項の規定に基づき、令和5年度を目標として、平成29年7月28日に定めたものです。

当該指針につきましては、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととしており、今年度がその検証・見直しを行う時期にあたることから、見直し案についてご審議をいたごうとするものでございます。資料の5ページ、A3版の資料をご覧ください。見直しを行うにあたり、検証した資料です。表の左から、「現行の指針」の内容、「現状と課題」「今後の方向性」「改正指針（案）」ということで記載しております。1番目の業務「遊休農地の発生防止・解消について」から順に説明させていただきます。「遊休農地の発生防止・解消」についての解消目標は、平成28年度末現在の遊休農地面積344haを令和5年度までの7年間で解消することとしておりましたが、現状としまして令和2年3月末現在の遊休農地面積は、447haと増加している状況です。ただ、平成29年度からの解消面積のみを見ますと27.9ha解消している状況です。数字を見てもわかるように、解消する一方で遊休農地が新たに増加している問題が生じております。今回、この目標値を見直すにあたり、現時点での447haを令和5年度までに解消することは、これまでの実績からも難しい数値であると考えておりますので、長崎県が市町ごとに設定している年度ごとの目標において、長崎市は62haとされていますので、毎年度の目標は県の目標値を目指しながら、この指針における目標は、当初設定した目標値344haの解消をそのまま、令和5年度までの目標値として据え置きしたいと考えております。

遊休農地解消の具体的な取り組み方法について、でございますが、現指針においては、農地の利用状況調査により、農地の仕分けを行い、土地利用上、農地として利用できる遊休農地については、地域の担い手への農地集積を進め、優良農地として活用維持保全を図ることや、山林の様相を呈した再生困難な農地については、農業委員会の議決による非農地判断・通知を行うこととしておりました。現状と課題としまして、「農業者の高齢化や後継者不足、農地の借り手不足等により遊休農地が進行している」「有害鳥獣による被害は遊休農地化する要因の一つでもあるため、有害鳥獣対策を行う必要がある」「狭小な傾斜地にある遊休農地の解消は、相当の期間と方策について検討していく必要がある」としており、今後の方向性として、「農地中間管理事業が活用できる農地は同事業への誘導、活用できない農地は出し手と受け手のマッチングや保全管理の指導を行う」「長崎市と連携し、有害鳥獣対策を強化していく」「活かすべき農地の明確化のため、B分類農地の非農地化判断を的確に進める」「地域の農地の状況把握を年間を通じて実施し、遊休農地の発生防止に努める」ことをあげております。これらを踏まえて、遊休農地解消の具体的な取り組み方法

として、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、②農地中間管理機構との連携について、③非農地判断について、④有害鳥獣対策について、の4つの項目を挙げさせていただきます。

次に、資料6ページをご覧ください。「2 担い手への農地利用集積」についてです。現行の指針においては、担い手への農地利用集積目標を平成28年度末の集積率10.05%から令和5年度までに30%増加させることとして、885haとしておりました。現状としましては、令和2年3月末現在、206.5haで集積率9.65%と若干下がっている状況となっております。今回、この目標値を見直すにあたり、長崎県が市町ごとに設定している年度ごとの目標として、長崎市は1委員2haの集積を目標としておりますので、これまでの集積面積206.5haから今後令和5年度までの4年間で1委員2haの84haかける4年間の336ha増加させることとし、542.5ha集積するという目標値を見直したいと考えております。

(2)の具体的な取り組み方法でございますが、現指針においては、①利用権設定終期の通知、農地中間管理機構を活用した再設定を促す、②利用集積や認定農業者制度について農委だより等で周知する、③利用状況調査を基に農地利用意向調査を実施する、④人・農地プランの地区懇談会等において、農地の出し手・受け手の情報交換、利用集積の促進を図る、ことを挙げておりました。現状と課題としまして、①から④の取り組みを行い、一定の新規集積につながったが、農地の大半が狭小で傾斜地にあるため、担い手への利用集積が難しい状況にあること、認定農業者が減少傾向にあることを記載しております。今後の方向性として、これまでの取り組みを継続していくとともに、今後は、「人・農地プラン」の実質化における地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地利用の集積・集約化のための統制活動に積極的に関与する。また、農地利用最適化アンケート調査結果を基に、担い手への集積活動を推進していくこととしております。これらを踏まえて、担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法として、①「人・農地プラン」の実質化について、②利用意向調査について、③農地中間管理機構等との連携について、④担い手への集積活動の推進について、⑤利用権設定の終期を迎える担い手について、の5つの項目を挙げさせていただきます。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。「3 新規参入の促進」についてですが、現行の指針におきまして、令和5年度末までに新規参入者を126経営体とするとしておりました。令和2年3月末現在の実績としましては、平成29年度からの新規参入者は、54経営体となっており、達成率が42.86%で、目標達成に向けておおむね順調に進んでいる状況になります。このため、今後につきましても引き続き、策定当初の目標値の126経営体を目指していきたいと考えております。具体的な取り組み方法としましては、現指針においては、①新規就農者の定着や地域農業リーダーの育成、労力支援体制の確立など、地域ぐるみの「人づくり」を推進し、農業者の育成確保を図る、②新規参入希望者からの農地の貸借、取得の相談に対して、担い手育成協議会の関係機関と連携し、随時、指導・助言を行う、ことを挙げておりました。現状と課題としまして、「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みにより、地域農業リーダーの育成など、地域ぐるみの「人づくり」の必要性について少しずつ意識づけができてはじめています。関係機関との連携により、就農希望

者の相談・支援等の活動を行ったことにより、就農につなげることができている、としており、今後の方向性としまして、「人・農地プラン」が実質化されることにより、地域農業リーダーの育成、労力支援体制の確立などの地域ぐるみの「人づくり」は、今後さらに重要であるため取り組みを充実する、また、引き続き関係機関との連携を図っていくとしております。これらを踏まえまして、新規参入の促進についての具体的な取り組み方法については、策定時と変更なく①地域ぐるみの「人づくり」の推進、②関係機関との連携について、の2つの項目を挙げさせていただいております。資料の2ページをご覧ください。以上の検証を踏まえまして、資料の2ページから4ページのとおり、長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」を作成しました。また、資料8ページから10ページには新旧対照表を掲載しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり見直すことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、原案のとおり見直すことに決定いたします。続きまして、第3号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の徴取について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第3号議案、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について、事務局よりご説明いたします。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会に意見を求められているもので、2件の除外と1件の編入について申請されております。まず、第1号議案1番について説明させていただきます。議案書の8ページをご覧ください。本件は、昨年9月に農用地区域からの除外申請があってございましたが、周辺の土地所有者などへの説明が行われていないこと、被害防除計画について再度検討が必要であるということから、今回は、農用地区域からの除外は適当でないとの意見を付したものであり、今回、周辺の土地所有者等への説明、及び被害防除計画を見直したうえで、再度申請がなされたものです。申請者は、東京都の〇〇です。目的は、太陽光発電施設用地として土地を有効活用するための農用地区域の除外申請となっております。次に資料9ページをご覧ください。物件の所在地は、新牧野町の畑1筆、4,304㎡で、所有者は、新牧

野町在住の〇〇さんです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。外海中学校の北東に位置しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地は、広域基幹林道西彼杵半島線と農振白地に挟まれた箇所に位置しております。次に、現地写真です。3枚あります。申請地は周辺部も含めて山林化した状況にあり、耕作はされておられません。次に、事業計画の平面図です。248枚の太陽光パネルを設置する計画になっております。当該地は、農業従事者の借り手を見込めず、将来的にも農地としての活用が厳しい土地であり、当申請において、代替地の検討結果も含め立地的には支障がなく、被害防除計画については雨水・排水の処理について流量計算を行い、側溝や溜柵の設置を行うなど再検討がなされていること、また、付近の土地所有者への説明を行い、承諾を得ていることから、農用地区域からの除外については、やむを得ないと考えております。現地調査につきましては、今年7月2日に平尾政博農業委員にご確認いただいております。

次に、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。こちら除外申請になります。申請者は、松崎町の〇〇です。目的は、非農地通知申出に伴い非農地判断されたことによる農用地区域の除外申請となっております。次に11ページをご覧ください。物件の所在地は、松崎町の山林15筆、6,386㎡で、所有者は、松崎町の〇〇、及び三重町在住の〇〇さんです。なお、〇〇さん所有の3筆については〇〇へ売却予定となっております。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。長崎リハビリテーションの東側に位置しております。次が、5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地の北西と北側の一部は農振青地に接していますが、それ以外は農振白地に囲まれた箇所に位置しております。次に、現地写真です。5枚あります。立会委員の意見にもありますとおり、申請地は既に山林化しており、非農地通知が交付されている土地であることから、除外により周辺の農業生産に影響を及ぼす恐れもないと思われるため、農用地区域の除外はやむを得ないと考えられます。現地調査につきましては、昨年から今年にかけての非農地通知申出の際に井川義英推進委員にご確認いただいております。

続きまして、第3号議案3番についてご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。こちらは編入の申請になります。申請者は、大崎町の〇〇さんです。議案書の13ページをご覧ください。物件の所在地は、大崎町の樹園地1筆、1,114㎡で、所有者は、申請者である〇〇さんです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。長崎南小中学校の北東に位置しております。次が、5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地の周辺は農振白地となっております。次に、現地写真です。立会委員の意見にもありますとおり、申請者は、枇杷栽培をこれからも継続して行っていきたいとのことで、果樹経営支援対策事業を活用し、老木となっている枇杷の木の改植を行うよう計画されていることから、農用地区域への編入の申請がなされたもので、申請地の事業計画は妥当であり、農業振興を図るためには、編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、7月16日に山崎実男推進委員にご確認いただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○会長職務代理者 3号議案の1番、溜枡はどうなったんですか。

○農政管理係長 溜枡の分ですが、ちょっと見にくいんですが、元々は溜枡の設置ではなくて、元々ある側溝の部分にこの青線をつける計画であったんですけども、今回はこの部分に新たに溜枡を設置するということで計画の変更がなされているところです。1400mmかける1400mmで深さが40cmです。

○議長 それは水が通るだけではないですか。溜枡ではなくて、要するに水を緩衝して、溜め池にはなってないでしょう、そのくらいでは。

○農政管理係長 溜め池にはなっていませんね。あくまでも急傾斜から降りてくる水をそこで一旦緩衝させて、それから既存のもともとあった溜枡の方に流していくような形になります。

○議長 それくらいの大きさを緩衝できますか。

○農政管理係長 一定、専門のほうで流量計算をしたうえでのことなので、大丈夫だろうということで申請が上がってきたと思うんですが。

○議長 そのくらいだったら、普通の側溝の溜枡と一緒にいいですね、普通の側溝の溜枡がもう少し深さはありますもんね。

○農政管理係長 元の側溝が大体20cm、それで今回つけようとしているのが倍の40cmということにはなっています。

○議長 すぐ下が、排水溝は、ありはしますけれども、そこら辺がどうなのか。もう一回転用の申請が出るんでしょう。

○農政管理係長 そうですね、今回の申請はあくまでも農用区域から除外するということで、これが、変更になった場合は、今度は転用の申請が後ほど出されるという形になります。

○議長 それで、この溜枡の件を、きちんと対応できるという根拠をね、説明できるように業者に言っておいてください。そうしないとこのままでは、県は通らないですよ。ちょっと申し訳につけたようなものですから、もう少ししっかりした緩衝用の溜め池を計画し

てもらえないかということで、今度転用の時には言っていただければと思いますけれども。

○農政管理係長 その件については、改めて担当課に報告をさせていただきます。除外について、今回議案になっているんですが、そちらについてご意見をいただいてもいいでしょうか。

○議長 どうですか、いいですか。他に意見等ございませんか。

○上川委員 ここ最近、線状降水帯とか、雨水に関する限度を超えた気候に対応できるような格好のものに対して、この件に合わせてみれば、それが超えて被害が出た場合に、どこが責任を持つのかという責任の所在に関連するほうまでいくと思うんですけれども、農業委員会が認めればいいんだ、という一方的な、それだけでは済まないというふうに思っているんですね。この件に関わらず、他の地域でもいろいろな許認可案件が出てきた場合にその責任の所在の議論を含めて委員会としても落としとしていくという方法をとらないと、いろいろな問題が持ち上がってくると思います。

○農政管理係長 今の部分なんですけれども、まず、業者の方からは、今、上川委員もおっしゃられたように、雨の振り方もなかなかこれまでの雨量があまり参考にならないところもあるかもしれないんですけれども、近隣の所有者に対しては説明の時にその所有者に関する部分については、一切、会社の方が責任を持ちますということでの資料は出されているんですけれど、おっしゃったようにそれ以外の部分についての被害というところもありますので、そこは先ほどの会長のご指摘も含めて、併せた形で報告をさせていただいて、そこをはっきりさせるように意見としてあげさせていただければと思っております。

○上川委員 そうですね、あいまいな言葉尻があったので、具体的に係長が言ったように何センチかける何センチに流量がドカッと入ると、流量計算まで含めた許認可にして欲しいと思います。

○農政管理係長 説明が不足していたんですけれども、業者から出されている資料のなかでは、長崎地区の場所場所による雨量の強度に基づいた流量計算をしたうえでの、計画図ということで、一定ちゃんとしたものが出されていることにはなっております。

○事務局長 すみません、私のほうからも少し補足の説明をします。今回の案件で議論になっている部分は、例えば大規模な開発については、開発許可申請の中で、しっかり雨水の処理等については、計算を出していただいて、許認可の中で扱うということがあります。ただ今回の案件については、我々が何等かの工作物とか造成について許可を出すというものではなくて、除外するのが適当かどうか、農政上適当かどうかという観点から見るのが、私は主だと思っています。ただ、そういった中でも、雨水排水についての心配はあります

ので、流域としては限られた小さな流域で、ここは完結をしているんですけども、その流域に降った雨が、今ある既存の水路で流せるかどうかという計算書の提出を求めて、その中身を確認したところ、十分水路としては余裕があると、ただし水路としては余裕があるんですけども、ある意味これは気持ちの問題の部分もあるんですけども、心配だということで、少し溜枡を増強させようという指導を行っているところです。そう指導を行った中で、今日少し審議になったそれは小さすぎるんじゃないか、大きすぎるんじゃないかという、正直なところをいうと計算上の問題というよりも、心配なので、ちょっと頑張っ
てやって欲しいというようなところなので、物言いがそういった点であいまいになっているとご理解いただければと思います。

○議長 いいですか。今度転用の時に出てくると思いますけれども、溜枡の位置も側溝のすぐ近くで、下が広域農免道路になっています。それで、これは3,000㎡以上となっておりますけれども、3,000㎡以上の転用の時は、県の常設審議委員会でも許可が必要なんですよ。県に持って行ったときに、叩かれないようにしっかり地元の農業委員会で揉んでから許可をするなら許可をしていかないといけないと思いますので、その辺り、皆様にもよろしくご理解をいただければと思います。それでは、今度の転用の時にそういったことでよろしく願いいたします。他にご意見ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、1番については、〇〇委員が対象の案件となっておりますので、最初に他の議案と分けて審議いたします。案件の対象である〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は14ページをご覧ください。1番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆1,019㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、

公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,019㎡について、10年間の使用貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は34,757㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。形上小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は6月12日に久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案1番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き議案審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 それでは、引き続き第4号議案2番及び3番について審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第4号議案2番についてご説明いたします。2番は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆1,973㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,973㎡について、20年間の賃貸借により、宿町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,498㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、7月15日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は15ページをご覧ください。第4号議案3番は、諫早市在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆1,053㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃

貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,053㎡について、5年間の賃貸借により、新小ヶ倉1丁目の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,282.18㎡となり、利用につきましては水稻と野菜の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、7月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番及び3番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番及び3番を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番及び3番を計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。1番は、平成30年12月に中間管理機構へ利用集積した蚊焼町の農地3筆3,638㎡について、以前に借りていた方が、イノシシ被害等により耕作を断念したため、賃貸借により蚊焼町の〇〇さんへ新たに配分する計画です。賃貸借期間は当初10年が設定されておりましたので、今回の配分計画は残期間の8年4か月となっております。配分後の経営面積は、4,074㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査は7月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、平成28年4月に中間管理機構へ利用集積した宮崎町の農地1筆1,503㎡について、こちらも前に借りていた方が、体調不良により耕作ができなくなったため、使用貸借により三景台町の〇〇さんへ新たに配分する計画です。

使用貸借期間は当初10年が設定されておりましたので、今回の配分計画は残期間の6年10か月となっております。配分後の経営面積は、5,512㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は7月17日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。第5号議案3番についてご説明いたします。3番は、令和2年1月に中間管理機構へ利用集積した西海町の農地1筆4,804㎡について、10年の賃貸借期間を20年に変更して、当初配分先と同じ、宿町の〇〇さんへ配分する計画です。従いまして、今回の配分計画は残期間の19年6か月となっております。配分後の経営面積は、先程の利用権と併せて10,498㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の18ページから47ページにかけて掲載しております。47ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は下大野町の1,287筆、面積は225,523.33㎡でございます。調査対象範囲については、スクリーンをご覧ください。下大野町でございます。次が、下大野町を少し拡大した航空写真が4枚ほどございます。次が、現地の写真でございます。現地の写真が7枚ほどございます。現地の立会いは、5月12日に帯山安敏前農業委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤

強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、個別案件についてご説明いたします。議案書は48ページから49ページにかけてご覧ください。まず、49ページの表の下のほうに集計しておりますが、申出件数が6件、合計筆数が18筆、合計面積が6,532.88㎡について、個別に非農地通知申出書が提出されております。

48ページの2番から順にご説明いたします。2番は、西山4丁目在住の〇〇さんが所有する、西山4丁目の農地で、面積は132㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立西山台小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立合いは、7月15日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、大橋町在住の〇〇さんが所有する、西海町の農地で、面積は2,014㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。県道長崎漁港村松線の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは7月15日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、大橋町在住の〇〇さんが所有する西海町の農地で、面積は2,372㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。県道長崎漁港村松線の北側に位置しております。先ほどの3番の農地と隣接しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、7月15日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、女の都3丁目在住の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地で、面積は95㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、7月16日に井川義秀推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、西海町在住の〇〇さんが所有する西海町の農地で、面積は147㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。県立長崎明誠高等学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、7月15日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員にお願いしております。

続きまして議案書の49ページをご覧ください。7番は、四杖町在住の〇〇さんが所有する四杖町の農地で、面積は1,772.88㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。旧県立式見高等学校の北側及び東側に位置しております。次が、拡大した写真が4枚ほどございます。四杖町が2枚、こちらが相川町、次が見崎町の航空写真です。続きまして現地の写真でございます。現地の写真が4枚ほどございます。四杖町が2枚、こちらが相川町、次が見崎町の現地の写真です。現地の立合いは、7月16日に岩尾直己推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、別添の議案書をご覧ください。第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」ご説明いたします。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、平成31年4月から令和2年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはバラツキが出るため、平成28年分より以前の締結分であっても、現在も賃貸借関係が継続しているものについて、おおむね5年間をデータとして採用することとして算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。それでは、2ページをご覧ください。賃借料水準は10a当たりということで、1番が田（水稻）、2番が畑、3番が樹園地の順で掲載しております。まず田については、琴海地区の基盤整備地区が、最高額が28,700円、最低額が9,200円ということで、データが54件ありました。この54件の平均ということで、17,000円を記載しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備区域は、データ件数が4件以下のため、参考として、平成28年度の実績額を計上しております。また、その他の外海地区や茂木地区も同様に、参考として、外海地区が平成26年度、茂木地区が平成28年度の実績を計上しております。

続きまして2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区が、最高額が30,300円、最低額が9,600円ということで、データが50件ありました。この50件の平均ということで、20,200円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区や高島地区は、データ件数が4件以下のため、参考として、外海地区は平成23年度、高島地区は平成30年度の実績額を計上しております。最後に樹園地でございます。長崎市全域として、最高額が18,400円、最低額が4,400円ということで、データが111件ありました。この111件の平均ということで、7,900円を計上してござい

す。

続きまして3ページをご覧ください。参考といたしまして、平成27年度から令和元年度までの賃借料水準の推移を掲載しております。また、次に4ページをご覧ください。長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しております。賃借料の情報は、新しい数値を、ホームページ上で公表し、次号の農委だよりに掲載するということで議案として上げております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「長崎市中心卸売市場開設運営委員会委員の解嘱について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 長崎市中心卸売市場開設運営委員会委員の解嘱について、口頭でご報告させていただきます。「長崎市中心卸売市場開設運営協議会」が令和2年6月20日をもって廃止となったことに伴い、長崎市農業委員会から推薦し、平成30年11月から同委員会の委員を務めてこられました後山裕義委員に対しまして、令和2年6月21日付で解嘱辞令がなされましたので、ご報告いたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、9件の届出がありました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、5件提出されております。続きまして、資料の5ページから6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、10件提出されております。合計24件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 3「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、7月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして報告事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について」ご説明させていただきます。資料をご覧ください。例年どおり、長崎県農業会議から令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度の加入申込み案内がありましたのでご説明いたします。表紙の大きな①の「加入方法について」の「1.制度のあらまし」にありますように、この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者として、農業委員等を被保険者とする団体契約になっております。被保険者である農業委員等が公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われるという制度でございます。「3.の保険期間」は、毎年10月1日から1年間となっております。「4.の保険料」ですが、表に記載のとおり農業委員及び推進委員が対象になるのはA型からC型までの3区分となっておりますが、これらは年間の平均活動日数によって区分されるものとなっております。昨年の活動記録の実績を参考にしますと、年間60日には満たない状況ですので、加入するのであれば現在加入しているものと同様のA型ということになります。なお、保険料については、現在加入中のものとは変更はありません。次に「5.の補償内容」につきましても、資料に記載されておりますように、現在加入中のものとは変更はありません。「6.の加入口数と型」につきましては農業委員会単位でこの保険には加入することとなり、いわゆる全員加入が条件となっております、全員が同一口数で加入することとなります。これまで、毎年加入していただいており、昨年度はこのA型1口1,000円の分に3口3,000円で全員加入されています。

そこで、今年度につきましても、加入するか、しないか、皆様のご意見をお伺いし、今年度も加入されるようであれば、例年どおりA型に3口加入として年額保険料の3,000円を委員報酬の8月分から引き去る方法でよろしいか、ご協議をお願いしたいと思います。また、新規加入までの7月から9月までの活動についての補償につきましては、今回新しく委員になられました方については、前任の委員の皆さまの分を引き継ぐ形となりますが、昨年は2名の欠員があり、41名で加入していたため、今回43名全員分を加入するためには、2名分について、新たに加入手続きを行う必要があります。その場合の保険料につきましては、中途加入であっても年額の3,000円となります。この中途加入にかかる保険料の取扱については、この後の互助会定期総会で協議させていただきたいと思っております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、公務災害補償制度の申込みについて、先日開催された運営委員会の中で昨年と同様の条件で加入してはどうだろうかとの意見がございましたが、他に意見等ございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、昨年と同様A型3口、3千円ということで申込みをしたいと思います。なお、保険料の徴収方法については、8月の委員報酬から差し引くこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員全員 了承

○議長 ありがとうございます。それでは引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の徴取について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見聴取について」ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施する必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を実施する関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」と規定されております。

これに基づき、今年度も長崎市に対し、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出いたします。委員の皆さまにおかれましては、農業委員会の取り組みを通して得た知見や、日頃、地域の農業者等から寄せられております意見・要望などにつきまして、その内容や、解決のための方策などをこの用紙にご記入いただきまして、FAXでも構いませんので、来月8月7日金曜日までに提出をお願いします。

なお、一部の委員の皆様には、先月6月の総会時にお配りさせていただいており、既に提出いただいている方もいらっしゃいますが、まだ提出されていない方につきましても、8月7日までに提出をお願いします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。本日は新任の方もおられますが、毎年行っております、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出につきましては、日頃の長崎市の農業施策に対する農業者の意見や要望を、直接市長へ伝えることができる大切な機会ですので、地域の農家の皆さんの意見等もよく聞き取っていただき、皆さん必ずご提出いただきますよう、よろしくをお願いいたします。続きまして、その他の事項2「農地違反転用防止強化月間事業について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 令和2年度における違反転用防止強化月間事業についてご説明いたします。資料の2ページから6ページをご覧ください。当該事業につきましては、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的として、毎年、8月に行っておりますが、本年度についても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととなります。活動内容としましては、2ページの「3.月間事業活動内容」をご覧ください。

まず、①の農業委員及び推進委員による担当地区の農地パトロールですが、農業委員さんにより各担当地区の見回りを推進委員さんの協力を得ながら行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行っていただき、6ページに掲載しております、別紙3「農地違反転用報告書」により事務局へ報告をしていただきたいと思います。続きまして、②の広報等による周知ですが、「週間あじさい」でのテレビ放送、「市政だより」でのラジオ放送 及び「広報ながさき8月号」への掲載を予定しています。続きまして③のポスター掲示ですが、市役所本館玄関ロビー、各地域センター及び農協に、3ページに掲載しております別紙1のA3版ポスターを掲示いたします。また、昨年同様、長崎県建設業協会及びその長崎支部にもポスター掲示の依頼をしております。続きまして④のチラシ配布ですが、市関係部局及び農協へ、資料の4ページから5ページにかけて別紙2の、これは両面のチラシなんです、これを配布する予定でございます。

以上が違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員さんにおかれましては、推進委員さんと協力しながら、農地パトロールを実施していただきたいと思います。また、違反転用か否か判断が難しい状況がございましたら、事務局へご相談いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さまから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 今も事務局から話がありましたように、できましたら、パトロールを日程を取っていただいて、コロナの関係もありますけれども、一緒に地域をパトロールしていただければと思います。各地域ごとにですね。そうしないと、したりしなかつたりするところがあると思いますので、できたら、判断も難しいですので、その辺り、気にかかったところもかなりあると思いますので、そういうことでよろしく願いいたします。

他にないようでしたら、続きまして、その他の事項3「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3及び4について、一括して説明をさせていただきます。まず、その他の事項3「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」でございますが資料の7ページをご覧ください。令和2年度の目標部数は148部ですが、先月の報告以降、中止の申し出が6件あっておりまして、現在の購読部数は134部、目標部数に14部足りない状況になっております。目標部数を達成できるよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしく願いますとともに、新しく委員になられた方については、お手元に申込書を配付させていただいておりますのでご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、資料の8ページ及び9ページをご覧ください。その他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ご説明いたします。資料については、令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。毎月ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農業委員会の事務の透明性・公平性の確保、地域住民への理解促進のため、適正な事務を実施するという国の方針のもとに提出していただくようにしておりますが、農地利用最適化交付金という国の交付金の配分を受けるためにも必要となるものになります。また、この記録カードが報酬支給の根拠資料となりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。なお、農地利用最適化交付金につきましては、委員ごとに月単位で農地利用最適化活動、活動記録表の1番から23番の活動を行った回数をカウントして農業委員会への交付額が決定される仕組みになっておりますので、各委員毎月1回は農地利用最適化に関する1番から23番の活動を行っていただきますようお願いいたします。活動の中で人・農地プランに係る活動については、その旨を記録表の内容の欄に人・農地プランということを書いていただければと思っておりますので、こちらのほうも併せてお願いします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他、皆様方から何かご意見、ご質問、ご報告等ございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ひとつだけ、ここに出てこなかった件でお願いをしたいと思っておりますけれども、農業委員又は推進委員の方で、60歳未満の方は、是非農業者年金にご加入をいただきますようによろしくご協力をお願いいたします。

ないようでしたら、その他の事項5「令和2年8月、9月の行事予定について」事務局

から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項5、令和2年8月、9月の行事予定についてお知らせいたします。資料は10ページになります。初めに8月の予定です。7日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。21日金曜日、農業委員会運営委員会を開催する予定です。28日金曜日、農業委員会総会及び長崎県農業会議による地区別農業委員・推進委員研修会を開催する予定としております。8月の行事予定は以上です。

次に、9月の行事予定です。10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が開催予定です。23日水曜日、農業委員会運営委員会、30日水曜日、農業委員会総会を開催予定です。8月、9月の行事予定は以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして7月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(石橋 一次)

議事録署名人
(岩永 一也)
